

打衝新車一月十令全船之計は是より五日より可也  
2. 坊南橋、新造等。

④ 美川杉脂工場 (杉脂精製) (一、五—一、二〇)

河上池、古陽市東成田鴨野所八二二

芳御所 一五元

鳥羽所 一三元

高田北池邊。

一月五日、事業主より事業不振の事、故来毎年、未だ院

し来り、事業主等共、我が事業より一時廃止を旨とせり

と云ふ

要約中記。

一、定期費共、臨時に院へ

一、下集二回果役等

一、一年未納ノ事、敝社セハル

一、敝社ノ者別記

乃、院へ福留止、折旋、依り一月二十日左右に毎協業ノ

以テ解決ス。

一、定期費共、一、期間満當、惟多シ之ヲ、未納人、但し年

二回

二月迄、二年未納ノ物、効ノ目的、ハ、如次ノ

三、敝社ノ者別記、三、有向ノ由、打衝セ、決意ニ

以、方、四ノ事、件、ト、宜シ、一、年、内、ニ、敝社者ノ出サシム